

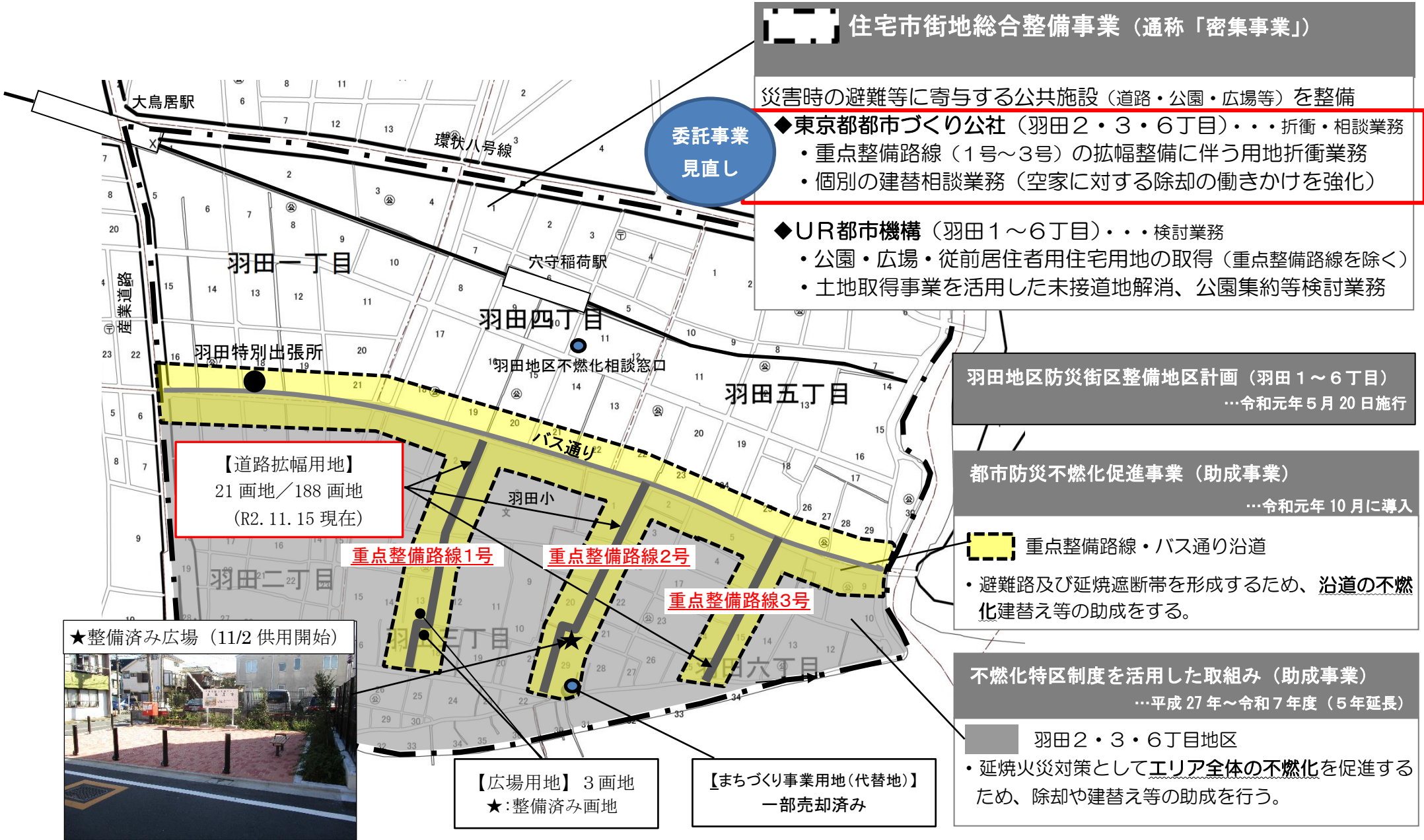
羽田地区における防災まちづくりの取り組みについて

老朽化した木造住宅が密集しており、区内でも特に火災危険性の高い羽田地区では、建替え助成や避難路となる3本の重点整備路線の拡幅を行うなど、密集市街地の改善に取り組んでいる。

羽田地区における密集市街地改善に向けたこれまでの経過と現在の状況等について報告する。

- 1 これまでの経過 ……現在の状況は、別紙1参照
平成23年5月 「羽田の防災まちづくりの会」により、羽田地区の防災まちづくりの検討を開始
平成26年3月 「羽田の防災まちづくりの整備計画」策定
4月 密集事業に着手（3本の重点整備路線の拡幅、公園の整備）
平成27年7月 羽田二・三・六丁目において、不燃化特区制度を活用した建替え助成を開始
平成28年12月 UR都市機構との「羽田地区のまちづくりの推進に関する基本協定」を締結（令和2年度末まで）
平成29年4月 東京都都市づくり公社との「羽田二・三・六丁目地区における防災まちづくり推進業務に関する基本協定」を締結（令和2年度末まで）
令和元年4月 UR都市機構による土地取得事業の開始
5月 羽田地区防災街区整備地区計画の施行
令和2年9月 不燃化特区制度による建替え助成を延長（令和7年度末まで）
- 2 今後の予定
防災まちづくり推進業務に係る委託事業者の見直し
東京都都市づくり公社との協定期間満了に伴い、用地取得業務等の委託先を改めて選定する。
令和2年度 公募型プロポーザル方式による事業者選定
令和3年4月 新事業者による業務開始
- 3 羽田地区の防災まちづくりの事業
別紙1 「羽田地区における防災まちづくりの事業」参照
別紙2 「羽田防災まちづくりニュース」第18号（令和2年10月）

【羽田地区における防災まちづくりの取り組み】



住宅市街地総合整備事業 (通称「密集事業」)

災害時の避難等に寄与する公共施設 (道路・公園・広場等) を整備

◆東京都都市づくり公社 (羽田2・3・6丁目)・・・折衝・相談業務
 ・重点整備路線 (1号～3号) の拡幅整備に伴う用地折衝業務
 ・個別の建替相談業務 (空家に対する除却の働きかけを強化)

◆UR都市機構 (羽田1～6丁目)・・・検討業務
 ・公園・広場・従前居住者用住宅用地の取得 (重点整備路線を除く)
 ・土地取得事業を活用した未接道地解消、公園集約等検討業務

羽田地区防災街区整備地区計画 (羽田1～6丁目)
 …令和元年5月20日施行

都市防災不燃化促進事業 (助成事業)
 …令和元年10月に導入

重点整備路線・バス通り沿道
 ・避難路及び延焼遮断帯を形成するため、沿道の不燃化建替え等の助成をする。

不燃化特区制度を活用した取組み (助成事業)
 …平成27年～令和7年度 (5年延長)

羽田2・3・6丁目地区
 ・延焼火災対策としてエリア全体の不燃化を促進するため、除却や建替え等の助成を行う。

【道路拡幅用地】
 21画地/188画地
 (R2. 11. 15 現在)

★整備済み広場 (11/2 供用開始)



【広場用地】 3画地
 ★:整備済み画地

【まちづくり事業用地(代替地)】
 一部売却済み

委託事業
 見直し

発行：羽田の防災まちづくりの会

令和2年10月

第18号

羽田の防災まちづくり ニュース

羽田地区のこれまでの 防災まちづくりをふり返ります

私たち「羽田の防災まちづくりの会」は、平成23年（2013年）5月の設立以来、羽田地区の防災上の課題は何か、改善のためにはどのような方策が必要か、話し合いを重ねてきました。

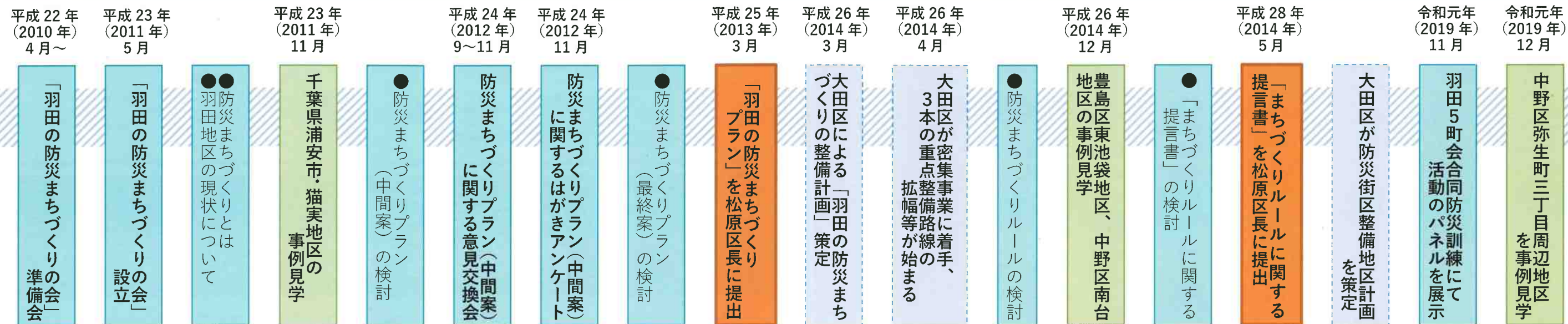
羽田の防災まちづくりの会は、2回にわたり大田区に対して提言を行い、その結果、3本の重点整備路線の拡幅や広場・公園の整備（下図を参照）、災害に強い街にするためのまちづくりのルール（防災街区整備地区計画）が導入され、羽田の災害に強いまちづくりに向けての取組みは、今大きな一歩を踏み出したところです。

本号では、羽田地区のこれまでの防災まちづくりを振り返っていきます。

令和2年(2020年)9月時点の重点整備路線・広場用地の取得状況



これからもまちの声を活かしながら、防災まちづくりを進めていきます



「羽田の防災まちづくりの会」での話し合いの様子



平成 23 年 (2011 年) の設立から、通算で 35 回開催し、災害に強いまちを目指して話し合いを進めてきました。

羽田の防災まちづくりプランを松原区長に提出



羽田の防災まちづくりの会での話し合いや、地区全体を対象とした意見交換会・アンケートなどをもとに、地域の意見としてまとめました。

「まちづくりルールに関する提言書」を松原区長に提出



羽田の防災まちづくりをさらに着実に進めるため、地区の実情に合わせた「まちづくりルール（地区計画）」を導入することを大田区に対し提言しました。

先行事例の視察

羽田地区と同じような木造密集市街地 4 箇所の先行事例視察を行い、防災まちづくりに関するノウハウを学ぶことができました。



■羽田の防災まちづくりプランの提言と、実現による整備効果

区分	私たちの提言（整備方策）	実現すると（整備効果）
道路整備	<ul style="list-style-type: none"> 避難所となる小学校等への避難ルートを確認する 消防車などが通行しやすいように幅員 6m 以上の道路を整備する 地域と区との連携により、建替えに伴う幅員 4m 道路の整備を進める 	<ul style="list-style-type: none"> 羽田小学校や萩中小学校への避難の安全性が向上する 消防車が通行できる道路が増え、消火活動の円滑化が図れる 地区内の幅員 4m 道路が増え、通行上の安全性が向上する
公園整備	<ul style="list-style-type: none"> 震災時に役立つとともに、日常時に憩いの場となる公園を新たに整備する 既存の公園の改善を図る 	<ul style="list-style-type: none"> 災害時に活用できる公園が増える 公園の不足する地区が解消される 既存の公園の災害時における有効性が増す
建替促進	<ul style="list-style-type: none"> 地域と区との連携により、燃えにくく、倒れにくい建物を増やし、街並みを整える 	<ul style="list-style-type: none"> 災害時の建物倒壊や火災の危険性が減少する 街並みが整い、住環境の向上が図れる

この提言の趣旨を踏まえ…

大田区は整備計画を策定し、密集事業に着手、3本の重点整備路線の拡幅等が始まりました。

■羽田地区まちづくりルールに関する提言書 提言内容

- まちづくりルールの導入**
羽田地区の防災まちづくりをより効果的に進めるため、まちづくりルール（地区計画）を導入する。
- まちづくりルール導入の目的**
まちづくりルール導入の目的は、以下の3点とする。
 - 羽田地区を、少しずつ着実に「災害に強いまち」にしていく
 - 災害に強いまちづくりを通して、良好な住環境を確保する
 - 防災上有効な重点整備路線の拡幅をより確実に進めていく
- まちづくりルール導入の前提**
まちづくりルール導入の範囲は、羽田地区全域（羽田 1～6 丁目）とする。
また、まちづくりルール導入にあたっては、用途地域など現行の都市計画や道路配置を踏まえるものとする。

この提言の趣旨を踏まえ…

大田区は関係権利者などからの意見を踏まえたうえで、防災街区整備地区計画を策定しました。

「羽田の防災まちづくりの会」の活動を まとめた冊子ができました

私たち「羽田の防災まちづくりの会」は、2020年4月をもって、準備期間も合わせ活動開始から10年目の節目を迎えました。

そこで、会のこれまでの活動や成果などをまとめた冊子「羽田の防災まちづくりの会の歩み」を作成しました。冊子は、羽田特別出張所（1階閲覧コーナー）・羽田地区不燃化相談窓口で閲覧できます。

羽田特別出張所：羽田一丁目18番13号
羽田地区不燃化相談窓口：羽田四丁目11番4号

冊子の主な内容

- それまでの羽田
- 羽田が抱える防災上のまちの課題
- 活動経緯
- 防災まちづくりのこれまでの成果
- 座談会「羽田の防災まちづくりを振り返る」



ぜひご覧
ください！

大田区からのお知らせ

●広場用地の整備を進めています

大田区では、重点整備路線1号の広場用地（羽田3丁目13番地付近・18番地付近）について、現在、ベンチを設置するなどの具体的な設計を行っています。

今後も近隣住民の皆さんと話し合いながら検討を進めていく予定です。



羽田1～6丁目でご所有の土地の売却を検討している方へ

都市再生機構（UR都市機構）が防災まちづくりのための土地取得事業を行っています！

UR都市機構では、大田区からの要請を受け、平成31年4月から「羽田1～6丁目」において、地区の防災まちづくりのための土地取得事業（木密エリア不燃化促進事業）を行っています。

大田区とUR都市機構が協力し、取得した土地は、密集事業による道路拡幅や公園の整備等の取組みを効果的に進めるために活用していきます。下記の連絡先までお気軽にご相談ください。

この事業に関する
お問合せ先

独立行政法人都市再生機構

東日本都市再生本部密集市街地整備部 羽田地区担当 03-5323-0351

問い合わせ先 防災まちづくりに関するご意見を随時受け付けています

事務局：大田区まちづくり推進部防災まちづくり課 市街地整備担当

電話：03-5744-1338 FAX：03-5744-1526

